

☐ くらしのサポーター向け活動情報のご案内

くらしのサポーターの活動の参考になる情報を毎月お届けします。
くらしのサポーターのみなさんにはこのような消費者情報センターの情報を、周りの消費者につないでいただき、県民に広く行き届くようご協力をお願いします。

I くらしのサポーター・消費者被害対処法

くらしの危害情報

全国で、リンナイ開放式小型湯沸器、ナショナルFF式石油温風機及び石油フラットラジアンヒーター、パロマ工業・パロマ屋内設置型湯沸器による一酸化炭素中毒事故、電気式浴室換気乾燥暖房機の発熱・発火など、身近な製品や設備などに関する事故のニュースが数多く報道されています。

命に関わるような危害情報には、消費者も自ら新聞やニュースで情報をキャッチし、身の回りの製品等を確認することが必要ですし、周りの方へも情報を広げるなどの行動も期待されます。
事例と対応を検討しながら、未然防止についても考えてみましょう。

1 相談事例と対処法

徳島県消費者情報センターに寄せられた危害・危険相談件数は、43件(平成18年4月～12月)です。

※「危害」とは、商品・サービス・設備に関連し、身体にけが、病気等の疾病(危害)を受けたという相談です。「危険」とは、危害を受けたわけではないですがそのおそれがある相談です。相談者が「危険である」と申し出ている相談がここに含まれます。

(1) 相談事例

ア 「危害」相談では、次のような皮膚障害や体の不調に関する内容の相談が多いです。

★近所の空き店舗だったところで2ヶ月間くらい開店していた店舗で、磁気ネックレスを体調が良くなると勧められ使用したらかぶれた。金属アレルギーがあるが、この商品はかぶれないといったのに。

(70代、女性)

★知人に勧められたネットワークビジネスに加入し、目に効くといわれ健康食品を飲んだら、じん麻疹がでてきた。

(50代、女性)

★何度も取り引きしている訪問販売業者から20万円の健康食品を購入したが、身体に合わない。

(70代、女性)

★ネットショップで申し込んだダイエット食品を飲んだら嘔吐と下痢をした。

(30代、女性)

★脱毛エステを契約し、施術したところ皮膚に痛みが生じかぶれた。

(20代、女性)

イ 「危険」相談では、次のような加熱や焦げ、異物の混入に関する内容の相談が多いです。

★食器洗い乾燥機の温水が出る部分が溶けたようになっており、焦げた臭いがする。

(40代、女性)

★駐車中の車のエンジンが燃えた。(30代 男性)

(30代、男性)

(2) 対処法

消費者情報センターでは、このような相談には、専門の相談窓口やメーカー窓口におつなぎし、原因究明を図ったり、関係機関へ事故情報の提供を行っています。

事故防止のためには、事故情報が迅速に周知される必要がありますので、消費者も、製品事故にあった際には、事故情報を消費者情報センターや経済産業省などの公的機関にお知らせください。

また、下線__をつけた箇所は、様々な問題商法などが背景にあると思われるので、そのトラブル事例を紹介し、注意を呼びかけています。

※このページに掲載されている情報は、2025年10月1日現在のものです。

2 被害の防止のために

■こまめにお手入れを

家電製品やガス・石油燃焼器具は、長い間使用していると熱・湿気・ほこりなどにより、部品が劣化し、火災や感電につながるおそれがあります。

■異常がないか点検を

製品の異常(こげ臭い、発熱、異常音、変形など)に気づいた場合は、速やかにメーカーに問い合わせるようにしてください。

■置き場所や使用方法の確認を

ガス・石油燃焼器具を換気せずに使っていたり、電気製品を湿気の多いところで使用していたり、暖房器具や調理器具の近くにスプレー缶を置いていたりしないようにしてください。

コードが重いものの下敷きになっていないか、コードを巻いて束ねていないか、タコ足配線で定格電流を超えていないかなど確認をしてください。

■健康食品、ダイエット食品のトラブルに注意

健康食品には、過剰摂取による健康被害の恐れがあるものや医薬品と併用したり複数の健康食品を同時に摂取すると思わぬ健康被害を引き起こすものがあります。

また、根拠のない表示や事実と反する表示は法律で禁止されています。ダイエット食品については、毎日食べるだけでやせる食品はありません。一部のダイエット用・強壮用食品などは、医薬品が混入されているなど健康被害が報告されています。

～参考:食の安全・安心Q&A(発行:徳島県)～

■エステによるトラブルに注意

エステのトラブルは、施術による皮膚障害のみならず、長期にわたる高額な契約をしたものの支払えなくなったという相談や、中途解約や化粧品などの商品の返品を申し出たが、高い違約金を払えといわれたというような契約トラブルも多いので、事前に十分契約内容の検討をしましょう。

■事故情報や回収情報を注視

ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故を受けて、製造・輸入業者に対し、重大製品事故の報告を義務づけ、また、報告を受けた国は、必要と認めるときには、製品の名称、事故の内容等を消費者に公表するといった消費生活用製品安全法の改正がありました。

事故情報や回収情報などの新聞記事、ニュースを注視し、身の回りにないか必ず確認をしましょう。

消費者情報センターホームページにも、くらしの危害情報を掲載しています。参考にしてください。



※このページに掲載されている情報は、2025年10月1日現在のものです。

周りの方に助言したり、消費者情報センターを紹介したときは、活動手帳に記録してください。